

獣害を減らすため 狩猟をはじめの方を支援

野生獣による農作物被害額は年間5千万円を超え、深刻な状況です。
 獣害を減らすため、市では、狩猟免許の取得や猟具購入にかかる経費を助成し、ハンター（狩猟者）育成に努めていますので、狩猟をはじめようとお考えの方は、ぜひ補助制度をご活用ください。

■狩猟開始までの流れ

1 狩猟免許（網・わな・銃）を取得

	試験日	申込期間
第1回	7月12日(日)	6月 3日(水)～ 6月17日(水)
第2回	9月 4日(金)	7月15日(水)～ 7月29日(水)
第3回	11月29日(日)	10月28日(水)～11月11日(水)

試験についての問い合わせ・申し込み
滋賀県甲賀森林整備事務所 ☎63-6116

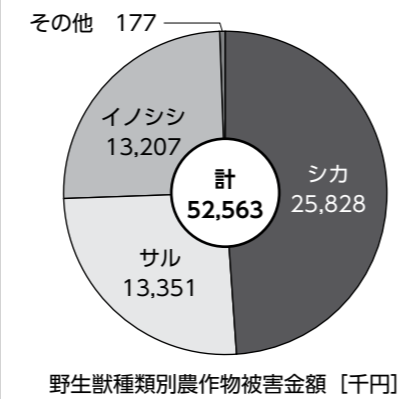
2 猟具を所持

[銃猟免許]…銃刀法に基づく猟銃所持許可→猟銃購入
 →猟銃確認（警察）
 [網・わな猟免許]…法定猟具の購入・製作

3 狩猟者登録など

狩を行う都道府県へ狩猟者登録、狩猟税の納付など

平成25年度
野生獣による市内の農作物被害状況



■市補助制度の概要

1 狩猟免許取得にかかる補助

対象：試験手数料および滋賀県猟友会が開催する事前講習会の受講料（全額）

2 法定猟具購入等にかかる補助

対象：狩猟免許保有者が法定猟具を購入・製作する経費の1/2
 限度額：わな10万円/人・年 銃器20万円/人・年
 (いずれも予算の範囲内)

問い合わせ
獣害特別対策室
 ☎65-0734 / ☎63-4592

児童手当・ 特例給付 現況届提出 について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当・特例給付を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届を提出されないと6月分以降の手当が受けられませんので必ず提出をお願いします。

【提出期間】
 平成27年6月1日(月)
 ～平成27年6月30日(火)

【提出場所】
 市民窓口センター・各地域市民センター(旧支所)・こども応援課
 ※郵送での提出もしていただけます。

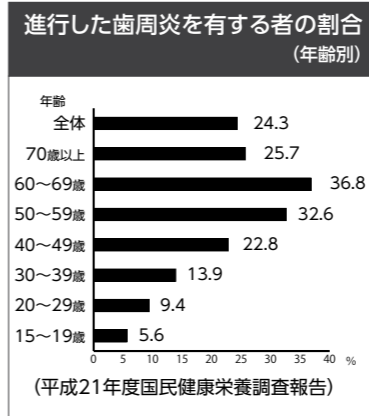
問い合わせ
こども応援課 子育て支援係
 ☎86-8423 / ☎86-80029

6月4～10日は 歯と口の健康週間

歯と口は健康でいきいきと生活するためにとても大切な部分です。1日分の口の中は健康ですか。定期検診を行い、口の中を確認しましょう。

■歯周疾患検診のお知らせ

歯周疾患とは、歯を支えている周りの組織に起こる病気です。歯肉炎や歯周炎になり、症状が明らかになつたときには進行して歯を失うこともあります。左のグラフを見ると若い年代でも進行した歯周炎になっている方がいることがわかります。



歯周疾患にならないために、年に1度は歯周疾患検診をつけて、お口の健康を確かめましょう。

検診内容 問診・診察・パノラマX線撮影による歯と歯ぐきの状態確認
 対象者 現在歯の治療中ではない30～70歳の方

おくりたい 未来の自分に きれいな歯

(日本歯科医師会 平成27年度標語より)

■「親子でうさ歯コンクール」のお知らせ

平成26年度中に3歳6カ月児健診を受けられた方のうち、親子ともにむし歯がない・口の中の状態が良い方を、7月12日(日)に滋賀県で行われる「親子でいい歯コンクール」へ推薦します。

推薦を希望される場合は、市で一次審査を行いますので、6月11日(木)までに健康推進課母子保健係へご連絡ください。

問い合わせ
健康推進課 健康増進係
 ☎65-0737 / ☎63-4591

問い合わせ・申し込み
健康推進課 母子保健係
 ☎65-0736 / ☎63-4591

職員採用試験のお知らせ

●採用職種/人数

一般事務(上級)/5人程度
 昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方

●試験日

一次試験 平成27年7月26日(日) 筆記試験
 二次試験 平成27年9月下旬

●合格発表 平成27年10月中旬

●受付期間

6月1日(月)～6月30日(火)
 執務時間中(8時30分～17時15分)

●採用予定日 平成28年4月1日

●平成27年度 今後の試験日程(予定) ※詳細は市のホームページ等にて随時お知らせします。

職種/人数	受験要件	試験日	合格発表	申込期間
一般事務(初級)/2人程度	平成6年4月2日～平成10年4月1日生まれ	一次試験 9月下旬 二次試験 11月上旬	11月下旬	8月3日(月)～ 9月3日(木)
保育士幼稚園教諭/3人程度	昭和61年4月2日以降生まれ(資格要件あり)	詳細は決まり次第、お知らせします。		
土木(上級)/2人程度	昭和61年4月2日～平成6年4月1日生まれ(資格要件あり)			
社会福祉士・保健師・学芸員(考古学専攻)/各1人程度	昭和56年4月2日～昭和61年4月1日生まれ(経験要件あり)			
社会人経験者/3人程度	昭和56年4月2日～昭和61年4月1日生まれ(経験要件あり)			

問い合わせ
職員課 人事係 ☎65-0669 / ☎63-4561